

解体工事・リフォーム工事を行う事業者のみなさまへ

大気汚染防止法が改正され、 石綿(アスベスト)に関する 規制が強化されています

建築物・工作物の解体・リフォーム(改造・補修)工事時には、
石綿飛散防止に関する義務を遵守する必要があります。



1 事前調査の実施

強化(令和3年4月～)

- すべての解体・改造・補修工事について、石綿含有の有無に関する事前調査の実施が義務付けられています。
- 「書面」及び「目視」により、石綿含有建材の有無及び使用箇所等について調査を行う必要があります^{※1}。
- 「書面」及び「目視」の調査により石綿含有の有無が不明であった場合、「分析調査」が必要です。
(石綿含有有りとみなす場合には、分析調査は不要です。)

※1 令和5年10月1日から、有資格者(建築物石綿含有建材調査者等)による調査が義務付けられています。

2 事前調査結果の記録等

強化(令和3年4月～)

- 事前調査結果は、元請業者から発注者へ書面での説明が必要です。
- 事前調査結果の記録を作成し、工事現場へ備え置くことが必要です。
- 工事現場の見やすい場所に、事前調査結果に関する掲示が必要です。

3 事前調査結果の報告(一定規模以上の工事の場合)

NEW(令和4年4月～)

- 以下の工事については、「石綿事前調査結果報告システム」での報告が必要です^{※2}。
- 報告は、石綿含有建材の有無にかかわらず必要です。

建築物

解体部分の床面積の合計が80㎡以上の解体工事

請負代金の合計が100万円以上の改造又は補修工事

工作物

請負代金の合計が100万円以上の解体、改造又は補修工事

石綿事前調査結果報告システム

<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



※2 報告が不要な工事についても、事前調査の実施・記録等は必要です。

千葉県マスコット
キャラクター
チーパくん



千葉県庁環境生活部大気保全課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

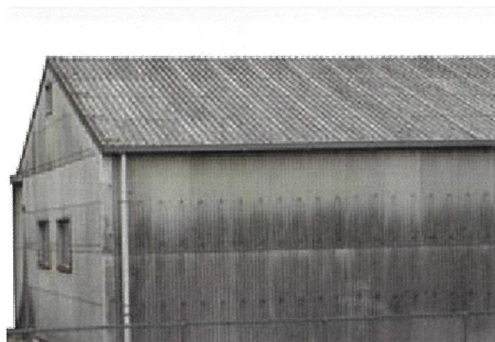
TEL.043-223-3804

4 作業基準の遵守(石綿含有建材がある場合)

強化(令和3年4月～)

- 全ての石綿含有建材が規制の対象です^{※3}。
- 石綿飛散防止に係る作業基準を遵守した作業計画の作成が必要です。
- 工事現場の見やすい場所に、作業に関する掲示が必要です。

	レベル1	レベル2	レベル3
建材の種類	吹付け石綿	石綿含有保温材 石綿含有断熱材 石綿含有耐火被覆材	石綿含有仕上塗材 石綿含有成形板等



屋根に使用した例(成形板波板)



床に使用した例(Pタイル)



※3 令和3年4月1日から、レベル3が規制対象に追加され、作業基準が新設されています。

5 作業終了後の確認(石綿含有建材がある場合)

NEW(令和3年4月～)

- 石綿除去作業終了後に、必要な知識を有する者^{※4}による取り残しの有無等の確認が必要です。
- 石綿含有建材の除去等作業結果の発注者への報告や、作業結果記録の作成が必要です。

※4 石綿作業主任者又は建築物石綿含有建材調査者等

6 書類の保存

NEW(令和3年4月～)

- 「事前調査結果の記録」、「事前調査結果の発注者への説明書類」、「作業結果の記録」、「作業結果の発注者への報告書類」は、工事終了後3年間の保存が必要です。

7 その他

- 下請負人も作業基準の遵守が必要です。
- レベル1・2に係る工事については、工事の発注者による特定粉じん排出等作業実施届出の提出が必要です。
- 工事に伴って生じる石綿含有建材を含む廃棄物については、元請業者が廃棄物処理法に基づき適正に処理することが必要です。

詳しくは、千葉県庁大気保全課のホームページをご参照ください。
(作成・保存が必要な書類の参考様式等を掲載しています。)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/taiki/prevention/20210401kaisei.html>

